

## 広島県告示第二百三十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定によつて、包括外部監査契約を締結した。

平成二十九年四月一日

広島県知事 湯崎英彦

### 一 包括外部監査契約の期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

基本費用並びに執務費用及び実費とする。

三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 大場史郎

住所 広島市安佐南区長東二丁目一番二〇一一四〇四号

四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

契約の定めるところによる。